第五条の三　海上保安大学校に、海上保安国際研究センター（以下この条において「センター」という。）を置く。

2～10　（略）

11　センターに主任研究支援官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。

12　主任研究支援官は、研究支援官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。

13　センターに研究支援官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

14　研究支援官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　センターの行う研究の計画に関すること。

二　センターの行う研究に関する資料及び情報の収集、整理及び保管に関すること。

三　センターの行う研究の成果の普及及び活用に関すること。

15　センターに、主任研究員及び研究員を置き、教授、准教授、助教又は講師のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

16　（略）

（削る）

17　（略）

18～24　（略）

第五条の四　海上保安大学校に、学術情報センター（以下この条において「センター」という。）を置く。

2　センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　学術情報システムの整備及び管理に関すること。

二　情報通信技術を活用した教育及び研究並びに校務の処理（以下「情報通信技術を活用した教育等」という。）の推進に関すること。

三　学術情報の収集、整理、保管及び提供に関すること（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）。

3　センターに、センター長を置く。

4　センター長は、センターの事務を総括する。

5　センターに、副センター長を置く。

6　副センター長は、センター長の職務を助ける。

7　センター長及び副センター長は、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。

8　センターに、主任システム管理官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

9　主任システム管理官は、システム管理官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。

10　センターに、システム管理官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

11　システム管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　学術情報システムの整備及び管理の実施に関すること。

二　学術情報システムの整備計画に関すること。

三　情報通信技術を活用した教育等に関する技術的事項の調査及び研究に関すること。

第五条の三　海上保安大学校に、海上保安国際研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2～10　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

11　センターに、主任研究員を置き、教授及び准教授のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

12　（略）

13　センターに研究員を置き、教授、准教授、助教及び講師のうちから、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。

14　（略）

15～21　（略）

（新設）